

令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務委託に係る 企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、コーポレートブランド「やまなし」の価値を高め、県内外の多くの人々を惹きつけて本県経済の好循環を創出するため、各地域の個性を際立たせた特別な「フラッグシップ道の駅」を構築することを目指し、その取り組みの第1弾として、現在「道の駅富士川」を核に、南山梨地域（南アルプス市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町）の高付加価値化を進めています。

本業務では、その第2弾として「道の駅つる」を東部地域（都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村及び丹波山村）の魅力や価値を体感できるショーウィンドウとし、来訪者の行動変容を促して人流促進や消費拡大につなげることを目指します。令和8年度は昨年度に実施した政策課題調査の成果物である報告書や編集方針に基づき、次年度の本格展開に向けた「事業計画の具体化」と「トライアル事業の実施」を並行して行う年度と位置づけています。

これに伴い、企画提案公募により業務委託の候補となる事業者を募集します。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務

(2) 委託業務の内容

別紙「令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 予算上限額

本業務に係る経費の想定額 金48,061,200円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 4,369,200円）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和9年3月31日（水）を終期とします。

(5) 事業の流れ

ア 委託業務内容詳細の協議

契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュールなどについて両方で協議し決定します。

イ 委託業務の実施

契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、業務仕様書、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始してください。

ウ 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出してください。

3 応募資格

- ・ 本件業務に関する専門知識を有していること。
- ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ・ 当該公募案件に参加しようとする者の間に、次に示す1～3の要件のいずれにも該当する関係がないこと。

1 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。但し(1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を遂行する者であつて、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があつた場合は、応募を認めないことがあります。

4 日程（予定）

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ・ 令和8年4月30日（木） | 募集開始 |
| 5月12日（火） 14：00 | 説明会開催（オンライン予定） |
| 5月15日（金） 17：00 | 参加申込書提出期限 （参加資格を書面で審査します） |
| 5月20日（水） | 参加資格審査結果の通知 |
| 5月22日（金） 17：00 | 質問受付期限 |
| 6月 1日（月） 17：00 | 企画提案書提出期限 |
| 6月 3日（水）以降 時間未定 | 企画提案プレゼンテーション審査 |
| 6月 8日（月） | 採択通知・契約締結・事業着手 |
| ・ 令和9年3月31日（水） | 事業完了 |

5 企画提案の応募に関する説明会・書類提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）
山梨県 高度政策推進局 地域ブランドグループ
電話 055-223-1584
電子メールアドレス brand@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 説明会の実施（任意参加）

本企画提案公募に関し、以下のとおり説明会を開催します。

- | | |
|--------|--|
| ・ 日 時 | 令和8年5月12日（火） 14：00（所要時間20分程度） |
| ・ 形 式 | オンライン（Microsoft Teams） |
| ・ 内 容 | 公募要領や過年度事業の取り組み状況、今後のスケジュールなど |
| ・ 申込方法 | 右記リンクより申し込みください 参加申込フォーム |
| ・ 申込期限 | 令和8年5月11日（月） 17：00 |

・注意事項

ア 説明会への参加は任意です。参加有無は企画提案公募参加申込の必須要件ではありません。

イ 説明会の詳細については、参加申込のあった事業者に別途連絡します。

ウ 当日は事前録画した動画を放映します。ご質問は公募要領に則り、質問書（様式3）でのご提出をお願いします。

エ 説明会に参加の際は、Teamsの画面上に企業名が出ないように、事前に名前の変更等をお願いいたします。

オ 企画提案公募に参加いただいた事業者には、別途本説明会の動画を共有いたします。

(3) 参加申込書類の提出と参加資格審査

ア 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出してください（各1部）。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書、役員名簿（様式2-1・2-2）
- ・ 財務諸表（直近2期分）
 - ※ 損益計算書、貸借対照表、附属明細表
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
 - ※ 都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）
 - 国税の納税証明書（その3の3）
 - ※ 課税対象となる事業所等を複数有する場合には、本社と、本業務を遂行する事業所等にかかる証明書を提出してください（本社において業務を遂行する場合には本社のみ）。ただし、山梨県内に課税対象となる事業所等を有する場合には、業務の遂行如何に関わらず、当該事業所等にかかる証明書の提出を必須とします。
- ・ 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式6）

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年5月15日（金）17：00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
- ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00まで

ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行います（書面審査）。
- ・ 選定方法は、別紙「令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとします。
- ・ 審査の結果は、各参加申込者に連絡します。

(4) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付けます。

- ・ 受付期限 令和8年5月22日（金）17：00必着
- ・ 質問方法 電子メール
 - ※ 電子メールの件名には「令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務企画提案質問」と記載してください。
- ・ 回答方法 受け付けた質問とそれに対する回答は、原則として参加資格審査により選定された全ての企画提案者に対し、電子メールにより送付します。
 - 回答は令和8年5月26日（火）17：00までに行います。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合の質問などは、一切受け付けることができません。

（5）企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、次の書類を提出してください（各1部）。

- ・ 企画提案書（様式4・様式4-1）
紙媒体：正本1部、副本5部、電子データ：PDF ファイル
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）
紙媒体：正本1部、副本5部、電子データ：PDF ファイル

イ 企画提案書類作成上の注意点

- ・ 企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営します。
このため、企画提案書の様式4-1において、企画提案者自身の名称やロゴマーク等、企画提案者が特定できる情報を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記載しないでください。ただし、道の駅のブランディングの方向性などについて調査・整理を行う本業務の性質上、ベンチマークとなり得るブランドやメーカーの名称等を記載することは差し支えありません。
- ・ 企画提案書の様式に記載された留意点を厳守のうえ、作成してください。
- ・ 見積書は企画提案者名や住所などが記載された一般的な内容としてください（名称や住所など、企画提案者が特定できる情報を隠したうえで審査委員に配付します）。
- ・ 見積書には、業務仕様書「4」の項目を踏まえてそれぞれの経費明細を記載してください。

ウ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年6月1日（月）17：00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
 - ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とします。
 - ※ 提出先は「5（1）」のとおりです。
 - ※ あわせて、企画提案書（様式4・様式4-1）、見積書の電子データを提出してください。提出方法は企画提案者に別途お知らせします（ただし、郵送または持参による押印原本の受領を正式な受付とします）。

エ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 参加申込書類又は企画提案書類（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載があった場合

(6) 選定方法等（企画提案審査）

- ・ 別紙「令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとします。
- ・ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行います（企画提案審査（プレゼンテーション審査）：6月3日（水）以降の日を予定）。
ただし、企画提案者（参加資格審査通過者）が多数の場合には、書面による審査とする場合があります。この場合の書面審査においては、審査資料と審査基準は企画提案審査（プレゼンテーション審査）と同じとします。
- ・ 企画提案審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とします。
- ・ 企画提案審査の実施詳細は企画提案者に別途お知らせします。

6 選定結果の通知・公表

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者には審査結果を個別に通知します。
- ・ 企画提案審査における選定結果をもとに、県が委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行います。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約交渉を行います。
- ・ 選定結果と契約内容は、契約締結後、山梨県のホームページで公表します。

※ ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等です。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表いたしません。

7 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとします。
- ・ 山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除します。
- ・ 企画提案書に記載された事項は、契約後においては、「令和8年度 道の駅つるを核とした高付加価値化推進業務仕様書」と併せ、本件契約の仕様書として扱うものとします。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除するものとします。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施における山梨県との間で使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ・ 提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します（契約後に仕様書として扱うものを除く）。

- ・ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとします。
- ・ 提出書類は返却しません。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担してください。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがあります。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

(4) 山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら委託業務を進めることとします。

9 本件に関する問い合わせ先

高度政策推進局 地域ブランドグループ

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

電話 055-223-1584

電子メールアドレス brand@pref.yamanashi.lg.jp